

住 づ 号 外  
令和2年7月10日

静岡県居住支援協議会 会員 代表者  
静岡県住宅振興協議会 会員 代表者  
市町住宅セーフティネット担当課長 } 様

静岡県くらし・環境部  
建築住宅局住まいづくり課長

住居を失うおそれが生じている方への支援について（その5の2）

平素より、住宅施策の推進に御協力いただき、ありがとうございます。

このことについて、国土交通省住宅局安心居住推進課及び住宅総合整備課から別添のとおり通知がありました。

つきましては、別添該当事項に留意の上、静岡県居住支援協議会及び静岡県住宅振興協議会会員代表者におかれましては、引き続き、住居を失うおそれがある方の居住安定確保に御協力いただきますようお願いいたします。

また、市町住宅セーフティネット担当課長におかれましては、生活困窮者自立支援部局、民生部局等と連携し、住居を失うおそれがある方の居住安定確保を図っていただきますようお願い致します。

担 当 計画班 山口・中村  
電話番号 054-221-3081

事務連絡  
令和2年7月7日

各都道府県住宅担当部局 御中

国土交通省住宅局安心居住推進課  
住宅総合整備課

### 住居を失うおそれが生じている方への支援について（その5の2）

平素より、住宅施策の推進にご協力いただき、ありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大等の状況の中、住居を失うおそれが生じている方へ支援を拡大することが重要であり、これまでも、関連した事務連絡を発出しているところです。

令和2年度第2次補正予算に盛り込まれている居宅生活移行緊急支援事業（厚生労働省所管事業）については、「住居を失うおそれが生じている方への支援について（その5）」（令和2年5月29日国土交通省住宅局安心居住推進課・住宅総合整備課事務連絡）においてご連絡したところですが、今般、第2次補正予算の成立を踏まえ、厚生労働省において、居住支援法人の活用にあたっての留意点等を整理しました。

つきましては、下記事項に留意の上、引き続き、生活困窮者自立支援制度主管部局、民生部局等と連携し、住居を失うおそれがある方の居住安定確保を図っていただきますようお願い致します。

なお、管下市町村の住宅部局にも周知願います。

### 記

#### 1. 居宅生活移行緊急支援事業について ※厚生労働省による事業

生活困窮者及び生活保護受給者に対して、相談受付、住まい確保のための支援、住まい確保後の定着のための支援について、相談者の状況に応じた一貫した支援の取組が可能となる補助事業（居宅生活移行緊急支援事業）が盛り込まれた令和2年度第2次補正予算が成立しました。

本事業については、都道府県等から居住支援法人への委託・補助も可能となっており、積極的な活用が求められています。

一方、居住支援法人については、国土交通省の補助金（居住支援法人活動支援事業）へ既に申請していることが考えられます。このため、厚生労働省において、国土交通省とも協議のうえ、居住支援法人の活用にあたっての留意点等を整理し、別添のとおり、「居宅生活移行緊急支援事業における居住支援法人の活用について」

(令和2年7月3日厚生労働省社会・援護局保護課・地域福祉課生活困窮者自立支援室事務連絡)が発出されています。

つきましては、貴都道府県管内の居住支援協議会及び居住支援法人に周知いただくとともに、生活困窮者自立支援制度主管部局、居住支援協議会及び居住支援法人と連携のうえ、住宅確保要配慮者の入居を拒まないセーフティネット住宅の情報や、公営住宅をはじめとした公的賃貸住宅等の提供に努めること等により、住まいに不安を抱える方からの相談への対応や、住まいに困窮する方への支援を積極的に進めていただくようお願い致します。

以上

(参考)

- ・「生活を支えるための支援のご案内」

働く方のみならず、国民の皆さま全体の支援策をまとめたリーフレット

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000622924.pdf> (厚生労働省HP)

※令和2年6月17日時点に更新されています。

(別添)

令和2年7月3日  
事務連絡

都道府県  
各 指定都市 民生主管部(局) 御中  
中核市

厚生労働省社会・援護局保護課  
厚生労働省社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室

### 居宅生活移行緊急支援事業における居住支援法人の活用について

平素より、厚生労働行政の推進につき、ご理解とご協力を賜り感謝申し上げます。また、今般の新型コロナウイルス感染症拡大防止対策に関する生活保護受給者及び生活困窮者への支援に関してご協力を賜り感謝申し上げます。

この度、第二次補正予算の成立を踏まえ、住まいに困窮する方への居宅確保等の支援として計上している居宅生活移行緊急支援事業の積極的な活用を改めてお願い申し上げます。

事業の実施にあたりましては、各自治体による直営実施のほか、地域のNPO法人や社会福祉法人等への委託又は補助が可能となっております。

また、事業の委託等先団体は、新たな住宅セーフティネット制度に基づき、都道府県が指定した居住支援法人の活用が効果的ですが、居住支援法人は、国土交通省所管の補助事業へ既に申請していることが考えられます。つきましては、国土交通省住宅局と協議をし、下記の通り、居住支援法人の活用にあたっての留意点等を整理しましたので周知いたします。

なお、各都道府県におかれては、管内市町村(指定都市及び中核市を除く。)及び保護の実施機関へ周知頂きますようお願いいたします。

### 記

#### 1. 居住支援法人について

(1) 居住支援法人とは、住宅セーフティネット法(※1)に基づき、住宅確保要配慮者(※2)への居住支援を行う法人として、都道府県が指定するものです。

(※1)住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律

(※2)住宅確保要配慮者…低額所得者、被災者、高齢者、障害者、子どもを育成する家庭その他住宅の確保に特に配慮を要する者

(2) 6月末時点で、46都道府県に314法人が指定されており、主な法人属性は、株式会社、NPO法人、社団法人等となっています。(別添)

(3) 居住支援法人向けの国の補助金としては、厚生労働省所管の「居宅生活移行緊急支援事業に係る補助金」(以下「本補助金」)のほか、国土交通省所管の「居住支援法人活動支援事業」(以下「法人補助金」)があります(別添)。

## 2. 居住支援法人を委託等先とする場合の留意点について

両事業については、それぞれ制度の成り立ちの経緯や目的が異なりますが、別添のとおり、事業の対象範囲や支援の対象者等において、事業の実施方法によっては重複する部分が生じることが想定されるため、居住支援法人内で明確な区分経理を行って頂く必要があります。

また、それぞれの補助金の計画段階及び補助金の精算段階において居住支援法人を委託等先とする場合は、補助金の重複が生じないよう、以下の点にご留意ください。

(1) 法人補助金を受けている居住支援法人を委託等先とする場合、同一の支援に両事業の補助金が充てられる可能性があるため、居宅生活移行緊急支援事業を居住支援法人へ委託等を行う場合は、居宅生活移行緊急支援事業を担当する担当部局において法人補助金を受けているかの確認が必要です。

※法人補助金の事務局

居住支援活動推進事業室 TEL : 03-5357-1147

MAIL : info@ksk-support.jp

(2) 法人補助金を受けている場合は、居宅生活移行緊急支援事業における実施地域、支援対象者、支援内容を確認のうえ、委託等する事業範囲の重複の有無にご留意ください。

(3) また、実施地域、支援対象者、支援内容が重なる場合であっても、それぞれの補助金の適切な区分経理を行い、両補助金の支出にあたって重複がないようご注意ください。

### <各事業費の区分経理の方法例>

各事業費の区分経理については、(1)により事業範囲を設定して各事業の支援対象者を区分し、(2)により執行管理を行うことが考えられる。

(1) 委託等の事業範囲の設定について

- ① 支援対象者による振り分け(生活困窮者等については本補助金により、その他高齢者等は法人補助金による等)

- ② 事業対象地域による振り分け（法人補助金の対象地域が県内全域としている場合等については、委託等する市町村内は本補助金により、その他地域は法人補助金による等）
- ③ 支援内容による振り分け（入居前の相談等支援は法人補助金により、入居後の見守り等支援は本補助金による等）

（2）委託等先事業者等における執行管理について

- ① 支援対象者や支援地域等別にそれぞれの支援担当者を配置し、それぞれの事業の所要額を算出
- ② 支援内容等に応じて支援に要した日数等を把握し、それぞれの事業の所要額を算出
- ③ 分類困難な事務経費等の共通経費等については、所要額全体をそれぞれの支援対象者数等により按分してそれぞれの補助金の所要額を算出

（参考）自治体における確認方法について

国土交通省においては、本補助金と法人補助金の双方から事業費を受ける居住支援法人に対し、実績報告時に「指定様式」（別添）を提出させることとしております。

このため、本補助金の実績報告時等に「指定様式」の写しを提出させる（国土交通省においては、本補助金の委託契約書の写しを提出させる）などにより、所要額の算出に重複等の誤りがないか確認するといった方法が考えられます。

各自治体においては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受ける住居不安定者の居住安定のために、居宅生活移行緊急支援事業の推進及び居住支援法人の積極的な活用について検討いただきますようお願いいたします。

# 居住支援法人の活動支援(R2年度居住支援法人活動支援事業)

〔令和2年度予算〕  
共生社会実現に向けた住宅セーフティネット機能強化・  
推進事業（10.5億円）の内数

- 予定している活動項目（①～③）に応じて、支援体制の整備（基本項目）と実績見込みの設定（加算項目）により年度当初の交付決定額を一旦決定。（中間検査を踏まえて、最終的な交付決定額を決める予定。）
- 昨年度に補助金を受けた法人のうち、執行率が80%以上であった法人は、選定に係る事前審査を省略。それ以外の法人は、応募書類の提出及び提出書類の審査を経る必要あり。

＜補助上限額1,000万円※（補助率10/10）交付決定額の範囲で、実績に応じて補助金を交付＞  
※外国人向け居住支援を行う場合は、補助上限額1,200万円

## 基本項目【①は必須】

下記を実施するための体制が整備されていることが必要です

活動項目	事業内容
① 入居前支援 【必須】	相談窓口や訪問等による相談対応、 不動産店への同行 等
② 入居中支援 【任意】	訪問等による見守り、緊急時の駆け つけ対応、生活相談や就労支援 等
③ 死亡・退去時支援 【任意】	死後事務委任、家財、遺品の整理や 処分等

①～③の組合せパターン（4つ）から選択

パターン	上限額	パターン	上限額
①のみ	200万円	①・③	250万円
①・②	300万円	①・②・③	350万円

【上記上限額適用の要件】担当者（複数人の合計でも可）が週30時間以上勤務していること（週30時間未満は1/2）

## 加算項目※1【任意】

※1 応募法人数次第で、調整率を乗じる場合あり

### ① 入居相談解決 【上限530万円】

（入居した件数に応じて加算）

「解決件数」×「住宅の類型別の単価」（上限まで）

- 民間賃貸住宅（1件あたり10万円）
- セーフティネット住宅（1件あたり12万円）
- サ高住・有料老人ホーム（1件あたり1万円）等

※一時宿泊施設・通所施設等は対象外

### ② セミナー、勉強会等開催・参加 【上限50万円】

- ・ 活動地域内での連携を目的としたセミナーの開催等

## 特定加算項目【任意】

### 外国人向け居住支援 【上限200万円】

- ・ バイリンガル支援員等の雇用

### スタートアップ加算【基本項目上限額×1.2】

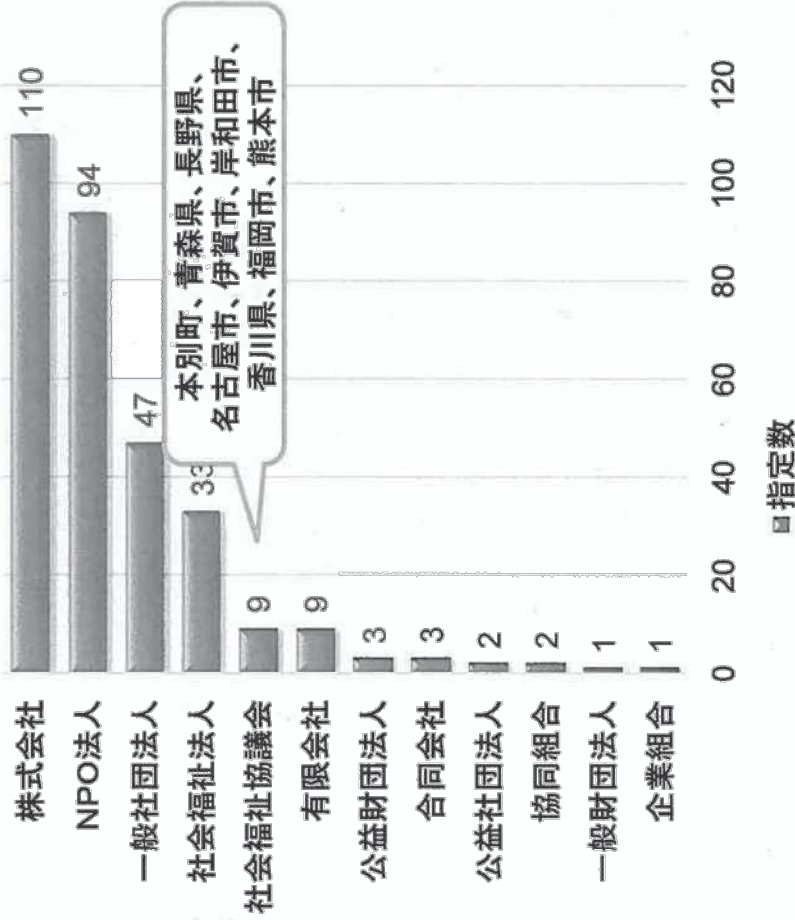
- ・ 法人指定後1年未満の法人を対象に、基本項目上限額に20%を自動加算



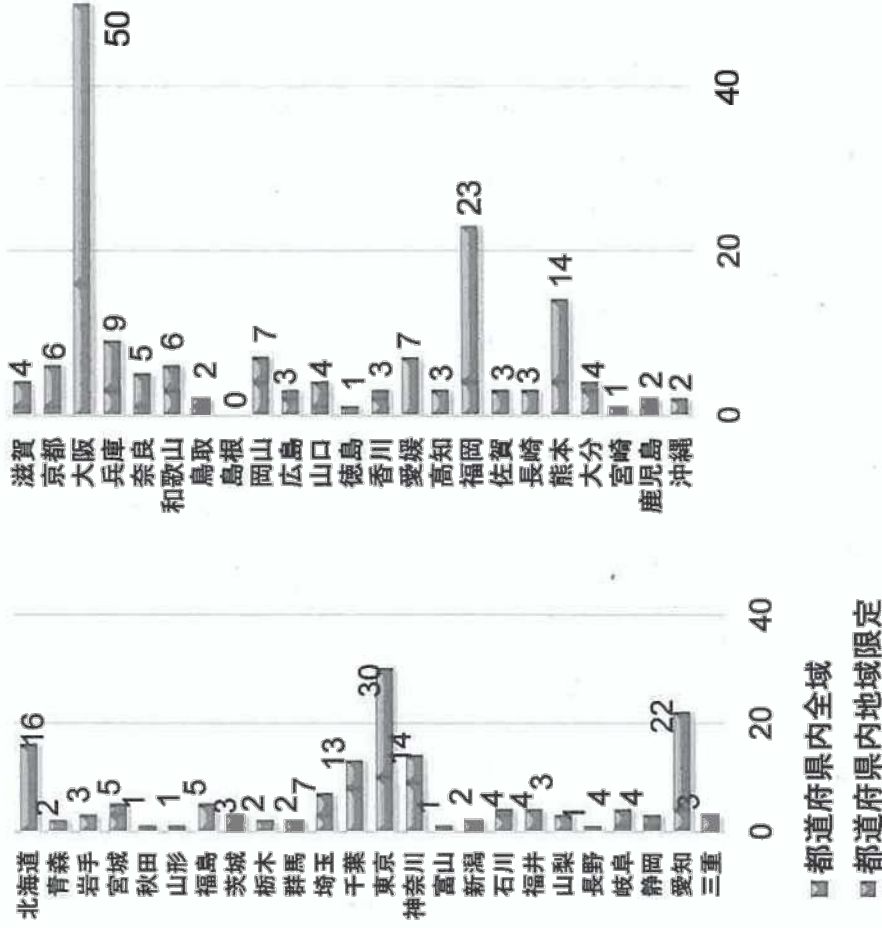
# 居住支援法人制度の指定状況

- 46都道府県 314法人が指定 (R2.6.30時点)
- 法人属性別では、株式会社およびNPO法人の指定が多い状況 (全体の約65%)
- 都道府県別では、大阪府が50法人と最多指定。指定実績がないのは1県

## ■ 法人属性別



## ■ 都道府県別

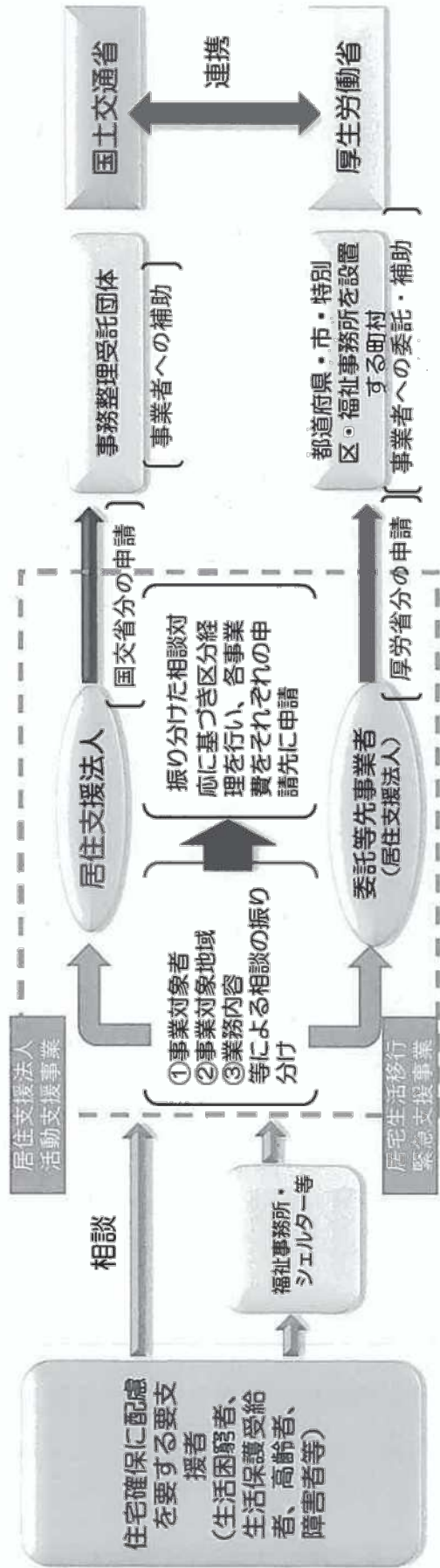


**(国土交通省)居住支援法人活動支援事業 と (厚生労働省)居住生活移行緊急支援事業の関係**

	国土交通省	厚生労働省
事業名称	居住支援法人活動支援事業	居住生活移行緊急支援事業
補助率	国10/10	国3/4、自治体1/4
予算	令和2年度当初予算 10.5億円の内数	令和2年度2次補正予算 25.7億円
補助単価	上限10,000千円 (12,000千円) ※事業内容に応じて決定	国庫補助協議を通じて決定
実施主体	都道府県が指定する居住支援法人に限る (311法人)	都道府県、市、特別区、福祉事務所を設置する町村 (居住支援法人等への委託・補助も可能)
支援対象	住宅確保要配慮者(低額所得者、被災者、高齢者、障害者、子供を育成する家庭その他住宅の確保に特に配慮を要する者)	(新型コロナナ影響等による)生活困窮者、生活保護受給者
事業対象地域	居住支援法人の指定を受けた都道府県内	補助事業を実施する都道府県、市、特別区、町村内
事業内容	<b>【必須事業】</b> ・入居相談、情報提供 ・マッチング ・不動産業者への同行、コーディネート	(入居前) ・相談、情報提供、不動産業者への同行、コーディネート等
	<b>【任意事業】</b> ・見守り、定着支援	(入居後) ・見守り、定着支援 ※相談者の状況に応じた支援を実施(必須事業の指定はない)

○両事業を同一の居住支援法人で実施する場合には、活動内容が重複しないよう、居住支援法人内で明確な区分経理を行う。

**【事業スキームの例(居住支援法人活動支援事業の補助を受けている居住支援法人へ委託等する場合)】**



国土交通省所管事業(令和2年度共生社会実現に向けた住宅セーフティネット機能強化・推進事業)の交付決定を受け、かつ、厚生労働省所管事業(居宅生活移行支援緊急支援事業)の委託を受けている居住支援法人については、以下両省事業の経費実績額を記入してください。

(円)

	合計 ①+②	国交省事業 ①	厚労省事業② ※委託費の内訳
人件費	0		
旅費	0		
庁費	0		
合計	0	0	0

※人件費の内訳を従事者ごとに記入してください。(適宜、欄を追加・削除してください)

(円)

従事者氏名		人件費①×②	延日数①	単価②	備考(従事内容)
	国交省	0			基本項目
	厚労省	0			
	計	0			
	国交省	0			基本項目
	厚労省	0			
	計	0			
	国交省	0			基本項目
	厚労省	0			
	計	0			
	国交省計	0			
	厚労省計	0			
	合計	0			

※延日数は従事した総時間から所定労働時間を除してください。小数点以下切り捨て。  
 ※単価は1日単位とし、国土交通省の補助事業は直接人件費、厚生労働省の所管の事業は委託費の中の人件費単価を記載ください。

国土交通省所管事業(令和2年度共生社会実現に向けた住宅セーフティネット機能強化・推進事業)の交付決定を受け、かつ、厚生労働省所管事業(居宅生活移行支援緊急支援事業)の委託を受けている居住支援法人については、以下両省事業の経費実績額を記入してください。

(円)

	合計 ①+②	国交省事業(①)	厚労省事業(②) ※委託費の内訳
人件費	2,900,000	1,200,000	1,700,000
旅費	400,000	100,000	300,000
庁費	1,500,000	500,000	1,000,000
合計	4,800,000	1,800,000	3,000,000

※人件費の内訳を従事者ごとに記入してください。(適宜、欄を追加・削除してください)

(円)

従事者氏名		人件費(①×②)	延日数(①)	単価(②)	備考(従事内容)
国土太郎	国交省	1,440,000	120	12,000	基本項目
	厚労省	0			
	計	1,440,000			
厚労花子	国交省	0			
	厚労省	1,680,000	150	11,200	市〇〇委託費
	計	1,680,000			
国厚一郎	国交省	500,000	25	20,000	基本項目
	厚労省	1,200,000	50	24,000	市〇〇委託費
	計	1,700,000			
	国交省計	1,940,000			
	厚労省計	2,880,000			
	合計	4,820,000			

※延日数は従事した総時間から所定労働時間を除してください。小数点以下切り捨て。

※単価は1日単位とし、国土交通省の補助事業は直接人件費、厚生労働省の所管の事業は委託費の中の人件費単価を記載ください。

# 生活を支えるための支援のご案内

※令和2年6月17日時点のものであり、今後、随時更新してまいります。

## お金（生活費や事業資金）に困っているとき

### ● 特別定額給付金

基準日（令和2年4月27日）に住民基本台帳に記録されている方に対し、1人当たり10万円の給付を行います。※申請期限は、申請受付開始日から3か月以内

P.5

### ● 子育て世帯への臨時特別給付金（子育て世帯向け）

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯の生活を支援する取組の一つとして、児童手当（本則給付）を受給する世帯に対して、臨時特別の給付金（一時金）を支給します。

P.6

### ● 低所得のひとり親世帯への臨時特別給付金

新型コロナウイルス感染症の影響により、子育てと仕事を一人で担う低所得のひとり親世帯の子育て負担の増加や収入の減少に対する支援を行うため、臨時特別給付金を支給します。

P.7

### ● 緊急小口資金・総合支援資金（生活費）

新型コロナウイルス感染症の影響による休業や失業等により、生活資金でお悩みの方に対し、必要な生活費用等の貸付を実施します。

P.8

### ● 持続化給付金（中堅・中小法人、個人事業者向け）

新型コロナウイルス感染症拡大により、特に大きな影響を受ける事業者に対して、事業の継続を下支えし、再起の糧としていただくため、事業全般に広く使える給付金を支給します。

P.9

### ● 家賃支援給付金（中堅・中小法人、個人事業者向け）

5月の緊急事態宣言の延長等により、売上の急減に直面する事業者の事業継続を下支えするため、地代・家賃の負担を軽減することを目的として、テナント事業者に対して給付金を支給します。

P.10

### ● 日本政策金融公庫及び沖縄公庫等による新型コロナウイルス感染症特別貸付等

新型コロナウイルス感染症による影響により事業が悪化した事業性のあるフリーランスを含む個人事業主等に対し、実質無利子・無担保で融資を行います。

P.11

### ● 民間金融機関による実質無利子・無担保融資

新型コロナウイルス感染症による影響により事業が悪化した事業性のあるフリーランスを含む個人事業主等に対し、実質無利子・無担保で融資を行います。

P.12

### ● 社会保険料等の猶予

生活に不安を感じておられる方々への緊急対応策の1つとして、社会保険料のほか、国税や公共料金等の支払・納付猶予等が認められる場合があります。

P.13  
~16

### ● 住居確保給付金（家賃）

休業等に伴う収入減少により、離職や廃業と同程度の状況に至り、住居を失うおそれが生じている方々に対しても、一定期間家賃相当額を支給できるよう拡充します。

P.17

# 生活を支えるための支援のご案内

## ● 生活困窮者自立相談支援事業

様々な課題を抱える生活に困窮する方に対して、一人ひとりの状況に合わせた包括的な支援を実施しております。

P.18

## ● 生活保護

現に生活に困窮している方に、最低生活の保障と自立の助長を図ることを目的として、困窮の程度に応じて生活費、住居費等の必要な保護を実施しています。

P.19

## 新型コロナウイルスへの感染等により仕事を休むとき

### ● 傷病手当金

健康保険等の被保険者が、病気やケガの療養のために仕事を休んだ場合、休業4日目以降の所得保障を行います。

P.20

### ● 休業手当

会社に責任のある理由で労働者を休業させた場合、会社は、休業期間中に休業手当（平均賃金の6割以上）を支払う必要があります。

P.21

### ● 雇用調整助成金

経済上の理由により、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主に対し、雇用の維持を図るため、休業手当に要した費用を助成します。

P.22

### ● 新型コロナウイルス感染症対応休業支援金

新型コロナウイルス感染症の影響により休業させられ、休業手当の支払いを受けることができなかった労働者に対し、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金を支給します。

P.23

### ● 新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による 休暇取得支援助成金

新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置として休業が必要とされた妊娠中の女性労働者のために有給の休暇制度を設けて取得させた事業主に助成します。

P.24

### ● 両立支援等助成金（介護離職防止支援コース（新型コロナウイルス感染症 対応特例））

新型コロナウイルス感染症への対応として、家族の介護を行う必要がある労働者が育児・介護休業法に基づく介護休業とは別に、有給休暇を取得して介護を行えるような取組を行う中小企業事業主を助成します。

P.25

# 生活を支えるための支援のご案内

## 仕事を探しながら無料で職業訓練を受けたいとき

### ● 公共職業訓練（離職者訓練）

雇用保険を受給しながら、無料（テキスト代等実費のみ負担）で職業訓練を受講できます。

P.26

### ● 求職者支援訓練

雇用保険を受給できない求職者の方は、無料（テキスト代等実費のみ負担）で職業訓練を受講しながら、要件を満たせば月額10万円の受講手当等の給付金を受け取ることができます。

P.27

## 小学校等の臨時休業等に伴い子どもの世話が必要なとき

### ● 小学校休業等対応助成金（労働者を雇用する事業主の方向け）

小学校等の臨時休業等に伴い、その小学校等に通う子どもの世話が必要な「労働者（保護者）」（正規雇用・非正規雇用を問いません。）に対し、有給（賃金全額支給）の休暇を取得させた事業主（労働基準法上の年次有給休暇を除く）に助成します。

P.28

### ● 小学校休業等対応支援金（委託を受けて個人で仕事をする方向け）

小学校等の臨時休業等に伴い、その小学校等に通う子どもの世話が必要な「委託を受けて個人で仕事をする方（保護者）」に対し、就業できなかった日について支援します。

P.29

### ● 企業主導型ベビーシッター利用者支援事業

新型コロナウイルス感染症によって、小学校等の臨時休業等になった場合に、保護者が仕事を休んだり放課後児童クラブ等も利用できず、ベビーシッターを利用した場合の利用料金を補助するものです。個人で就業されている方も利用可能です。

P.30  
~31

## 相談窓口一覧

皆様お一人お一人のお悩みに寄り添えるよう、  
各種ご相談窓口をご用意しています。お気軽にご相談ください。

### 仕事について相談したいとき

- **ハローワーク**【TEL:最寄りのハローワークにおかけください】

仕事をお探しの方は、[お近くのハローワーク](#)にご相談ください。求人情報は、[ハローワークインターネットサービス](#)でも探すことができます。また、職業紹介等は電話で相談できます。あわせて、来所した方で住居・生活に関する支援が必要な方には、支援制度のご案内など、必要な相談も受け付けます。



### 労働問題（解雇・雇止め等）について相談したいとき

- **特別労働相談窓口等**【TEL:最寄りの窓口におかけください】

各都道府県労働局に「[特別労働相談窓口](#)」を設置しております。新型コロナウイルスの影響に伴う解雇・雇止め・休業手当等の労働相談に対応しています。

また、内定取消しや入職時期繰下げにあわれた皆様のため、新卒応援ハローワークに「[新卒者内定取消等特別相談窓口](#)」を設置しています。来所しなくても電話で相談できます。



### 心の健康について相談したいとき

- **精神保健福祉センター等**【TEL:最寄りのセンターにおかけください】

保健師・精神保健福祉士等の専門職が、面接や電話等により、コロナのことが不安で眠れないといったお悩みの相談を受け付けます。

- **働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」**

職場のメンタルヘルスに関する情報提供をしています。また、産業カウンセラー等が、メールや電話により、メンタルヘルス不調、過重労働により体調を崩したといった健康相談を受け付けます。



### DVや子育ての悩みについて相談したいとき

- **DV相談ナビ**【TEL:0570-0-55210】、**DV相談+（プラス）**【TEL:0120-279-889】

配偶者等からの暴力（DV）の悩みについて相談できます。DV相談ナビは、最寄りの窓口につながります。DV相談+は、24時間の電話相談、SNS・メールでも対応しています。

- **児童相談所・児童相談所虐待対応ダイヤル**

【TEL:最寄りの児童相談所か、児童相談所虐待対応ダイヤル「189」におかけください。】

子育ての悩み、虐待の相談等について、お電話にて相談を受け付けます。



### 生きづらさを感じるなどの様々な悩みについて相談したいとき

- **よりそいホットライン等（電話等による相談）**【TEL:0120-279-338】

どんなひとの、どんな悩みにもよりそって、一緒に解決できる方法を探します。

（ご相談の例）

- ・暮らしの悩みごと・悩みを聞いて欲しい方、DV・性暴力などの相談をしたい方、  
外国語による相談をしたい方 など

- **SNS等による相談**

LINE, Twitter, FacebookなどのSNSや電話を通じて、年齢や性別を問わず、「生きづらさを感じる」などのお悩みの相談を受け付けます。





# 特別定額給付金

新型コロナウイルス感染症緊急経済対策の一環として、簡素な仕組みで迅速かつ的確に家計への支援を行うため、1人当たり10万円の給付を行います。

## ■ 給付対象者

基準日（令和2年4月27日）に、住民基本台帳に記録されている者

## ■ 支給額

給付対象者1人につき**10万円**

## ■ 受給権者

給付対象者の属する世帯の世帯主

## ■ 給付金の申請及び給付の方法

給付金の申請は次の(1)及び(2)を基本とし、  
給付は、原則として申請者本人名義の銀行口座への振込みにより行う。

※感染拡大防止の観点から、やむを得ない場合に限り、窓口における申請及び給付を認める。

### (1) 郵送申請方式

市区町村から受給権者宛てに郵送された申請書に振込先口座を記入し、  
振込先口座の確認書類と本人確認書類の写しとともに市区町村に郵送

### (2) オンライン申請方式（マイナンバーカード所持者が利用可能）

マイナポータルから振込先口座を入力した上で、振込先口座の確認書類  
をアップロードし、電子申請（電子署名により本人確認を実施し、本人  
確認書類は不要）

## ■ 申請受付及び給付開始日

市区町村において決定（緊急経済対策の趣旨を踏まえ、可能な限り  
迅速な支給開始を目指すものとする）

申請期限は、郵送申請方式の**申請受付開始日から3か月以内**



● 給付金の具体的な手続きは[総務省ホームページ](#)をご確認ください。

● お問い合わせについては、

**コールセンター**を設置しています。

**0120-260020**

受付時間：9：00～20：00



# 令和2年度子育て世帯への臨時特別給付金

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯の生活を支援する取組の一つとして、児童手当（本則給付）を受給する世帯に対して、臨時特別の給付金（一時金）を支給します。

## ■ 対象者

令和2年4月分（3月分を含む）の児童手当（本則給付）の受給者の方に支給します。

※対象児童は、令和2年3月31日までに生まれた児童で、令和2年3月まで中学生だった児童（新高校1年生）も含まれます。

## ■ 支給額

対象児童1人につき、**1万円**

令和2年3月31日時点での居住市町村から支給されます。

※新高校1年生については、令和2年2月29日時点での居住市町村から支給されます。

※令和2年4月1日以降転居された方は、転出元の市町村にお問い合わせください。

## ■ 申請手続

原則、申請は不要です。

対象の方には、令和2年3月31日時点での居住市町村からお知らせいたします。

※公務員については、所属庁が支給対象者であると証明した上で、本人が居住市町村に申請してください。



### ● お問い合わせ先

・ 令和2年3月31日時点（新高校1年生については令和2年2月29日時点）の居住市町村の「子育て世帯への臨時特別給付金」窓口

・ 制度全般については、

**内閣府子育て世帯への臨時特別給付金コールセンター**

**0120-271-381**

受付時間 9:00~18:30（土、日、祝日を除く）

# 低所得のひとり親世帯への臨時特別給付金

新型コロナウイルス感染症の影響による子育て負担の増加や収入の減少を支援するため、収入の少ないひとり親世帯の方に対し、臨時特別給付金を支給します。

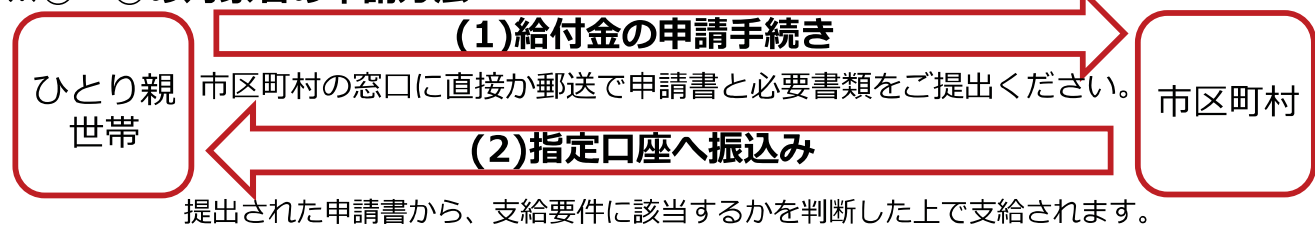
## 対象者

- ① 令和2年6月分の児童扶養手当が支給される方
- ② 公的年金等を受給しており、令和2年6月分の児童扶養手当の支給が全額停止される方
- ③ 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準となっている方

## 支給・申請

		①の対象者	②の対象者	③の対象者
基本給付	支給額	<b>1世帯5万円</b> ※ 第2子以降1人につき <b>3万円加算</b>		
	申請	<b>不要</b>	<b>要</b>	
	支給時期	<b>8月頃</b>	<b>可能な限り速やかに</b>	
追加給付	支給額	<b>収入が減少した場合5万円</b>		
	申請	<b>要</b> (定例の現況確認時等)	<b>要</b>	-
	支給時期	<b>可能な限り速やかに</b>		

### ※②・③の対象者の申請方法



### i 【お問い合わせについて】

- 一般的なお問い合わせは**コールセンター**まで  
**0120-400-903** (受付時間 平日9:00~18:00)



### 【お申込みについて】

- お住まいの市区町村の「ひとり親世帯臨時特別給付金」窓口までお願いいたします。

## 緊急小口資金・総合支援資金（生活費）

各都道府県社会福祉協議会では、新型コロナウイルス感染症の影響による休業や失業等により生活資金でお悩みの方々へ、特例貸付を実施しています。

### 緊急小口資金（一時的な資金が必要な方【主に休業された方】）

緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に少額の費用の貸付を行います。

**対象者** 新型コロナウイルス感染症の影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯  
※新型コロナウイルスの影響で収入の減少があれば、休業状態になくても対象となります。

**貸付上限額** 学校等の休業、個人事業主等の特例の場合、20万円以内  
その他の場合、10万円以内

**据置期間** 1年以内

**償還期限** 2年以内      **貸付利子・保証人** 無利子・不要

### 総合支援資金（生活の立て直しが必要な方【主に失業された方等】）

生活再建までの間に必要な生活費用の貸付を行います。

**対象者** 新型コロナウイルス感染症の影響を受け、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯  
※新型コロナウイルスの影響で収入の減少があれば、失業状態になくても対象となります。

**貸付上限額** (2人以上) 月20万円以内  
(単身) 月15万円以内 (貸付期間：原則3月以内)

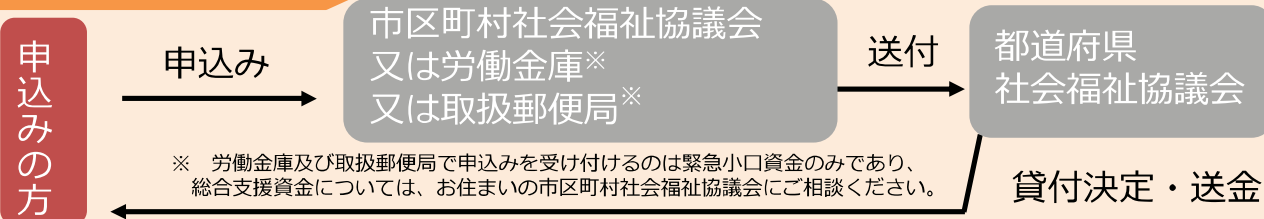
**据置期間** 1年以内

**償還期限** 10年以内      **貸付利子・保証人** 無利子・不要

※1 今回の特例措置では新たに、償還時において、なお所得の減少が続く住民税非課税世帯の償還を免除することができることとしています。

※2 まず、緊急小口資金で最大20万円を貸し付け、なお、収入の減少が続く場合等には、さらに総合支援資金で、2人以上世帯の場合は最大20万円を3ヶ月貸し付けることで対応。(最大80万円)

#### 貸付手続きの流れ



- 一般的なお問い合わせは **相談コールセンター**  
0120-46-1999 ※ 9:00~21:00 (土日・祝日含む)
- 生活支援特設ホームページ (特例貸付) は [こちら](#)
- お申込みは **お住まいの市区町村社会福祉協議会** 又は **労働金庫**  
又は取扱郵便局にお電話ください。 ※ 郵送でのお申込みもできます。

※ 多くの都道府県・指定都市社協のHPでは、“リンク集”や“市町村・区社協一覧(名簿)”として市区町村社協HPを掲載しております。右のQRコードよりご確認ください。掲載されていない場合は、インターネット上の検索サイトを利用して検索をお願いします。



# 持続化給付金

新型コロナウイルス感染症拡大により、特に大きな影響を受ける事業者に対して、事業の継続を下支えし、再起の糧としていただくため、事業全般に広く使える給付金を支給します。

## ■ 給付対象者

- 新型コロナウイルス感染症の影響により、  
ひと月の売上が前年同月比で**50%以上**減少している事業者

※資本金10億円以上の大企業を除く、**中堅企業・中小企業、小規模事業者、フリーランスを含む個人事業者**を対象とします。また、**医療法人、農業法人、NPO法人など、会社以外の法人についても幅広く対象**となります。

## ■ 給付額

法人は**200万円**、個人事業者は**100万円**  
(ただし、**昨年1年間の売上からの減少分が上限**です。)

売上減少分の計算方法

前年の総売上（事業収入）－（前年同月比▲50%月の売上×12ヶ月）



持続化給付金事業 コールセンター

直通番号：0120-115-570 IP電話専用回線：03-6831-0613

受付時間：8時30分～19時00分

※6月（毎日）、7月から12月（土曜日を除く）

<https://www.meti.go.jp/covid-19/pdf/kyufukin.pdf>

### 【申請サイト】

「持続化給付金」の事務局HP

<https://www.jizokuka-kyufu.jp>



### 【申請要領・よくあるお問合せ等】

上記の事務局HPまたは、経済産業省HPよりご確認ください。

経済産業省HP（持続化給付金）

<https://www.meti.go.jp/covid-19/jizokuka-kyufukin.html>



# 家賃支援給付金

新型コロナウイルス感染症を契機とした5月の緊急事態宣言の延長等により、売上の急減に直面する事業者の事業継続を下支えするため、地代・家賃（賃料）の負担を軽減することを目的として、テナント事業者に対して「家賃支援給付金」を支給します。

## ■ 給付対象者

**テナント事業者**のうち、中堅企業、中小企業、小規模事業者、個人事業者等であって、本年**5月～12月**において以下のいずれかに該当する者に、給付金を支給。

- ①いずれか**1カ月**の売上が前年同月比で**50%以上**減少
- ②連続する**3ヶ月**の売上が前年同期比で**30%以上**減少

## ■ 給付額・給付率

申請時の直近の支払賃料（月額）に基づいて算出される給付額（月額）を基に、**6カ月分**の給付額に相当する額を支給。



⇒**法人**は**最大600万円**

⇒**個人事業者**は**最大300万円**

**i** 制度の詳細や具体的な申請方法、お問い合わせ先等については、今後、準備ができ次第、公表していく予定です。

# 日本政策金融公庫及び沖縄公庫等による 新型コロナウイルス感染症特別貸付等

新型コロナウイルス感染症による影響により業況が悪化した事業性のあるフリーランスを含む個人事業主等に対し、実質無利子・無担保で融資を行います。

「新型コロナウイルス感染症特別貸付」と「特別利子補給制度」を併用することで実質的な無利子化を実現し、事業資金の資金繰り支援を行っています。

令和2年度第2次補正予算の成立後、準備が整い次第、融資上限額等を拡充。

## 新型コロナウイルス感染症特別貸付

- ▶ 新型コロナウイルス感染症による影響を受け、一時的な業績悪化（最近1ヶ月の売上高が前年又は前々年の同期と比較して5%以上減少した等）となった事業者（事業性のあるフリーランスを含む）に対し、信用力や担保に依らず一律金利とし、融資後の3年間まで0.9%の金利引き下げを実施します。

※ 個人事業主（事業性のあるフリーランスを含み、小規模に限る）は、影響に対する定性的な説明でも柔軟に対応。

**資金の使いみち** | 運転資金、設備資金      **担保** | 無担保

**貸付期間** | 設備20年以内、運転15年以内      **うち据置期間** | 5年以内

**融資限度額（別枠）** | 中小事業・商工中金 6億円（拡充前3億円）

国民事業8,000万円（拡充前6,000万円）

**金利** | 当初3年間 基準金利▲0.9%、4年目以降基準金利

（利下げ限度額：中小事業・商工中金 2億円（拡充前1億円）

国民事業4,000万円（拡充前3,000万円）



### ● 平日のご相談

日本公庫事業資金相談ダイヤル：0120-154-505    商工中金相談窓口：0120-542-711  
沖縄公庫事業資金相談ダイヤル：0120-981-827

### ● 土日・祝日のご相談

日本公庫：0120-112476（国民生活事業）、0120-327790（中小企業事業）  
沖縄公庫：0120-981-827    商工中金相談窓口：0120-542-711

## 特別利子補給制度



**申請の受付はまだ開始していません。**支給要件や申請手続き等についても、詳細が固まり次第、早急に公表します。

- ▶ 日本政策金融公庫等の「新型コロナウイルス感染症特別貸付」により借入を行った個人事業主（事業性のあるフリーランスを含む）等に対して、利子補給を行うことで資金繰り支援を実施します。

**利子補給期間** | 借入後当初3年間

**利子補給対象上限** | 中小事業・商工中金 2億円、国民事業4,000万円



### ● 中小企業金融相談窓口

0570-783183（平日・休日9:00~19:00）

# 民間金融機関における 実質無利子・無担保融資

都道府県等による制度融資を活用して、民間金融機関にも実質無利子※・無担保・据置最大5年の融資を拡大。あわせて、信用保証の保証料を半額又はゼロに。令和2年度第2次補正予算の成立後、各自治体において準備が整い次第、融資上限額を拡充。

※一部の都道府県等では、一度事業者に利子分をお支払いいただいた上で、事後的にお支払いいただいた利子分を事業者にお戻しすることで、金利負担が実質的に無利子となる仕組みとしています。

## 民間金融機関における実質無利子・無担保融資

### 【対象要件】

国が補助を行う都道府県等による制度融資において、セーフティネット保証4号・5号、危機関連保証のいずれかを利用した場合に、以下の要件を満たせば、保証料・利子の減免を行います。

※資金繰りが逼迫している場合には、まずは民間金融機関によるつなぎ融資を行い、このつなぎ融資を実質無利子融資に振り替えることが可能となる場合もございます。詳しくは各金融機関へご相談下さい。

	売上高▲5%	売上高▲15%
個人事業主 (事業性あるフリーランス 含む、小規模のみ)	保証料ゼロ・金利ゼロ	
小・中規模事業者 (上記除く)	保証料1/2	保証料ゼロ・金利ゼロ

### 【融資上限額】 4,000万円 (拡充前3,000万円)

※条件変更に伴い生じる追加保証料は事業者の負担となります。

【補助期間】 保証料は全融資期間、利子補助は当初3年間

【融資期間】 10年以内 【うち据置期間】 最大5年

【担保】 無担保

【保証人】 代表者は一定要件 (①法人・個人分離、②資産超過) を満たせば不要 (代表者以外の連帯保証人は原則不要)

### 【既往債務の借換】

信用保証付き既往債務も対象要件を満たせば、制度融資を活用した実質無利子融資への借換が可能。

### ● 【お問合せ先】

中小企業金融相談窓口 0570-783183

※平日・土日祝日9時00分～19時00分

※実際の融資の相談・申込については、お取引のある又はお近くの金融機関にご相談ください。



# 社会保険料等の猶予 ①

## 厚生年金保険料等の猶予制度

### 1. 換価の猶予

厚生年金保険料等を一時に納付することにより、事業の継続等を困難にするおそれがあるなどの一定の要件に該当するときは、納付すべき保険料等の納期限から6ヶ月以内に管轄の年金事務所へ申請することにより、換価の猶予が認められる場合があります。

### 2. 納付の猶予

次のいずれかに該当する場合であって、厚生年金保険料等を一時的に納付することが困難な時は、管轄の年金事務所を経由して地方厚生(支)局長へ申請することにより、納付の猶予が認められる場合があります。

- ①財産について災害を受け、または盗難にあったこと
- ②事業主またはその生計を一にする親族が病気にかかり、または負傷したこと
- ③事業を廃止し、または休止したこと
- ④事業について著しい損失を受けたこと

「1. 換価の猶予」または「2. 納付の猶予」が認められると、

- ◆ 猶予された金額を猶予期間中に各月に分割して納付することになります。
- ◆ 財産の差押えや換価（売却等現金化）が猶予されます。
- ◆ 猶予期間中の延滞金が一部免除されます。

## 厚生年金保険料等の猶予制度の特例

今般の新型コロナウイルス感染症の影響により、事業等に係る収入に相当の減少があった事業主の方にあつては、申請により、1年間、特例として厚生年金保険料・労働保険料等の納付を猶予することが可能となります。

**【対象者】** コロナウイルスの影響により、令和2年2月以降の任意の期間（1か月以上）において、事業等に係る収入が前年同期に比べて概ね20%以上の減少があり、一時に納付を行うことが困難な事業主

**【内容】** 1年間、厚生年金保険料等の納付を猶予。  
担保の提供は不要。延滞金もかからない。

※ 令和2年2月1日から令和3年1月31日までに納期限が到来する厚生年金保険料等が対象。

猶予制度や猶予制度の特例を利用するには、年金事務所へ申請書の提出が必要です。

詳しくは最寄りの年金事務所までご相談ください。猶予制度に関する一般的なご質問については、厚生年金保険料納付猶予相談窓口でもお受けしております。

また、申請書は、日本年金機構ホームページからダウンロードできます。

※ 健康保険料に係るお問い合わせ先は、協会けんぽ加入の場合は年金事務所、健康保険組合加入の場合は健康保険組合となります。

※ 労働保険料に係るお問い合わせ先は、都道府県労働局となります。

### ● お問い合わせ先

- ・ 最寄りの年金事務所（以下URLもしくは右のQRコード）

<https://www.nenkin.go.jp/section/soudan/index.html>

- ・ 厚生年金保険料納付猶予相談窓口（以下URL）

<https://www.nenkin.go.jp/oshirase/taisetu/2020/202004/20200422.html>



## 社会保険料等の猶予 ②

### 国民健康保険、国民年金、後期高齢者医療制度及び介護保険の保険料(税)の減免等

新型コロナウイルス感染症の影響により一定程度収入が下がった方々等に対しては、国民健康保険、国民年金、後期高齢者医療制度及び介護保険の保険料(税)の減免や徴収猶予等が認められる場合があります。まずはお住まいの市区町村、年金事務所又は国民健康保険組合にお問い合わせください。



#### ● お問合せ先

- 国民健康保険料(税)について  
⇒お住まいの市区町村の国民健康保険担当課  
(国民健康保険組合にご加入の方は、加入されている組合)
- 後期高齢者医療制度の保険料について  
⇒お住まいの市区町村の後期高齢者医療担当課
- 介護保険料について  
⇒お住まいの市区町村の介護保険担当課
- 国民年金保険料について  
⇒お住まいの市区町村の国民年金担当課又は年金事務所

### 国民年金保険料免除の特例

今般の新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少した方について、国民年金保険料免除が可能となります。

**【対象者】** 新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年2月以降に収入が減少し、所得が相当程度まで下がった方

**【内容】** 個人が納める国民年金保険料の全部・一部の免除や猶予。

**【申請方法】** 申請書類を市区町村の国民年金担当窓口へ提出

※申請書類は、日本年金機構のホームページからダウンロードができます。

※新型コロナウイルス感染症の感染防止の観点から、郵送での提出を是非ご活用ください。

**【受付開始】** 令和2年5月1日



#### お問い合わせ先

- ・日本年金機構「ねんきん加入者ダイヤル」をご利用ください

TEL : 0570-003-004 ※050から始まる電話でおかけになる場合は03-6630-2525

- ・市町村の国民年金担当課または年金事務所をご利用ください。

## 社会保険料等の猶予 ③

### ■ 国税の納付の猶予制度

新型コロナウイルス感染症の影響により国税を一時に納付することが困難な場合には、税務署に申請することにより、納付の猶予が認められることがあります。また、以下の事情がある場合には、納税の猶予の特例が認められることがあります。まずはお電話で国税局猶予相談センターにご相談ください。税務署に提出された申請書は所定の審査を早期に行います。

- 新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年2月以降の任意の期間（1か月以上）において、事業等にかかる収入が前年に比べて概ね20%以上減少している

また、以下のような個別の事情がある場合も、ご相談の際、お申し付けください。

- 新型コロナウイルス感染症により財産に相当な損失が生じた
- ご本人又はご家族が病気にかかった

猶予が認められた場合

- ◆原則、1年間納税が猶予されます。
- ◆猶予期間中の延滞税が軽減又は免除されます。
- ◆財産の差押えや換価（売却）が猶予されます。

### ● お問合せ先

国税庁（以下URLもしくは右のQRコード）

[https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nofu\\_konnan.htm](https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nofu_konnan.htm)



### ■ 地方税の徴収の猶予制度

新型コロナウイルス感染症の影響により地方税を一時に納付することが困難な場合には、地方団体に申請することにより、徴収の猶予が認められることがあります。また、以下の事情がある場合には、徴収の猶予の特例が認められることがあります。まずはお電話で納付先の地方団体にご相談ください。

- 新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年2月以降の任意の期間（1か月以上）において、事業等にかかる収入が前年に比べて概ね20%以上減少している

また、以下のような個別の事情がある場合も、ご相談の際、お申し付けください。

- 新型コロナウイルス感染症により財産に相当な損失が生じた
- ご本人又はご家族が病気にかかった

猶予が認められた場合

- ◆原則、1年間徴収が猶予されます。
- ◆猶予期間中の延滞金が軽減又は免除されます。
- ◆財産の差押えや換価（売却）が猶予されます。

### ● お問合せ先

徴収の猶予等に関する具体的なご相談・お問い合わせは、納付先の都道府県・市区町村にお願いいたします。

## 社会保険料等の猶予 ④

### ■ 電気・ガス・電話料金、NHK受信料等の支払猶予等

個人又は企業にかかわらず、新型コロナウイルス感染症の影響により、電気・ガス・電話料金・NHK受信料（※1）の支払いに困難な事情がある方に対しては、その置かれた状況に配慮し、料金の支払いの猶予や料金未払いによるサービス停止の猶予等について、柔軟な対応を行うことを事業者等に要請しています（※2）。

（※1）NHK受信料については、所得に応じて免除も実施しています。

（※2）このほか、水道・下水道及び公営住宅の家賃の支払いが困難な事情がある者に対しては、その置かれた状況に配慮し、支払の猶予等、迅速かつ柔軟に対応するよう、事業者へ要請が出されています。



#### ●お問合せ先

電気・ガス・電話料金・NHK受信料の支払いにお悩みの方は、まずは一度、御契約されている事業者にご相談をお願いいたします。

電気料金に関する対応事業者一覧(対応予定を含む)

[https://www.enecho.meti.go.jp/coronavirus/pdf/list\\_electric.pdf](https://www.enecho.meti.go.jp/coronavirus/pdf/list_electric.pdf)

ガス料金に関する対応事業者一覧(対応予定を含む)

[https://www.enecho.meti.go.jp/coronavirus/pdf/list\\_gas.pdf](https://www.enecho.meti.go.jp/coronavirus/pdf/list_gas.pdf)

電話料金に関する対応事業者一覧(対応予定を含む)

[https://www.soumu.go.jp/main\\_content/000682993.pdf](https://www.soumu.go.jp/main_content/000682993.pdf)

N H K 受信料に関する相談窓口

[https://pid.nhk.or.jp/jushinryo/corona\\_jushinryo.html](https://pid.nhk.or.jp/jushinryo/corona_jushinryo.html)

N H K 受信料の免除について

[https://pid.nhk.or.jp/jushinryo/corona\\_jigyousyo\\_tasuu.html](https://pid.nhk.or.jp/jushinryo/corona_jigyousyo_tasuu.html)

# 住居確保給付金（家賃）

新型コロナウイルス感染症の感染拡大等の状況を踏まえ、休業等に伴う収入減少により、離職や廃業に至っていないがこうした状況と同程度の状況に至り、住居を失うおそれが生じている方々に対しても、一定期間家賃相当額を支給できるよう拡充します。

## 住居確保給付金

### 支給対象（現行）

- ・ 離職・廃業後2年以内の者

### 拡大後

- ・ 離職・廃業後2年以内の者
- ・ 給与等を得る機会が当該個人の責によらないで減少し、離職や廃業と同程度の状況にある者

**対象者** 離職・廃業から2年以内または休業等により収入が減少し、離職等と同程度の状況にある方

**支給期間** 原則3か月（求職活動等を誠実にやっている場合は3か月延長可能（最長9か月まで））

**支給額**（東京都特別区の目安）単身世帯：53,700円、2人世帯：64,000円、3人世帯：69,800円

### 支給要件

- 収入要件：世帯収入合計額が、市町村民税均等割が非課税となる収入額の1/12+家賃額（住宅扶助特別基準額が上限）を超えないこと（東京都特別区の目安）単身世帯：13.8万円、2人世帯：19.4万円、3人世帯：24.1万円
- 資産要件：世帯の預貯金の合計額が、以下を超えないこと（但し100万円を超えない額）（東京都特別区の目安）単身世帯：50.4万円、2人世帯：78万円、3人世帯：100万円
- 求職活動等要件：誠実かつ熱心に求職活動を行うこと  
※申請時のハローワークへの求職申込が不要になります（4月30日～）

等

**i** ● 一般的なお問い合わせは相談コールセンター  
0120-23-5572 ※ 9:00~21:00（土日・祝日含む）

● 生活支援特設ホームページ（住居確保給付金）は[こちら](#)

● お申込みはお住まいの市町村の自立相談支援機関まで  
全国連絡先一覧 <https://www.mhlw.go.jp/content/000614516.pdf>



# 生活困窮者自立支援制度

様々な課題を抱える生活に困窮する方に対して、一人ひとりの状況に合わせた包括的な支援を実施しております。

## 相談の流れ（自立相談支援事業）

相談の受付



生活状況の課題を整理



支援プランの作成



支援メニューの提供



プランの見直し



困りごとの解決

## 支援メニューの例

### 就労支援・就労準備支援

- 就労に関する助言や個別の求人開拓等の支援を行います。
- また、就労に対して不安を抱えていたり、コミュニケーションが苦手といった場合に、ワークショップや就労体験といった支援を行います。

### 家計改善支援

- 家計の状況を「見える化」することで、家計の状況を把握したり、貸付のあっせん等を行います。
- また、家賃、税金、公共料金等の滞納や各種給付制度等の利用に向けた支援も行います。

### 住居確保給付金

- 離職等により経済的に困窮し、住居を失ってしまった方や、そのおそれのある方に対し、求職活動等を条件に、家賃費用を有期で給付します。

### 一時生活支援

- 住居を失ってしまった方に対し、一定期間、衣食住等の日常生活に必要な支援を行います。



- **ご相談はお住まいの市町村や自立相談支援事業を実施する機関の窓口へご連絡ください。**

# 生活保護制度

生活保護は、最低生活の保障と自立の助長を図ることを目的として、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行う制度です。

## どのような方が生活保護を受けられるか

- 生活保護は、資産、能力等あらゆるものを活用することを前提として必要な保護が行われます。  
(以下のような状態の方が対象となります。)
  - ・ 不動産、自動車、預貯金等のうち、ただちに活用できる資産がない。
    - ※ 不動産、自動車は例外的に保有が認められる場合があります。
  - ・ 就労できない、又は就労していても必要な生活費を得られない。
  - ・ 年金、手当等の社会保障給付の活用をしても必要な生活費を得られない。
  - ・ 扶養義務者からの扶養は保護に優先されます。
    - ※ 保護の申請が行われた場合に、夫婦、中学3年生以下の子の親は重点的な調査の対象として、福祉事務所のケースワーカーが原則として実際に会って扶養できないか照会します。その他の扶養義務者については、書面での照会を行います。
- ※ 必要な生活費は、年齢、世帯の人数等により定められており（最低生活費）、最低生活費以下の収入の場合に生活保護を受給できます。

最低生活費

年金・児童扶養手当等の収入 → 支給される保護費

- 生活保護を受けられるかの判断は、上記のほか細かな規定がありますので、詳しくは、お住まいの自治体の福祉事務所にご相談ください。

## 手続きの流れ

- お住まいの自治体の福祉事務所（生活相談等の窓口）にご相談ください。
- 保護の申請を行った場合、福祉事務所は訪問調査、資産調査等を行い、保護を受けられるかどうかや、支給する保護費の決定のための審査を行います。
- 上記の審査を行い、福祉事務所は、保護の申請から原則14日以内に生活保護を受けられるか判断することとなっています。

## 生活保護の受給開始後

- 生活保護の受給中は、ケースワーカーが年数回の訪問調査を行うほか、ケースワーカーによる生活に関する指導に従っていただく必要があります。
- 生活保護の受給中は、収入の状況を毎月申告していただく必要があります。
- 生活費のほか、家賃についても一定の基準額の範囲内で支給されます。
- また、必要な医療、介護についても給付対象となります。
- 家計相談の支援、子どもの学習・生活支援、就労支援などの支援を受けることもできます（一部の自治体を除く。）。



● ご相談はお住まいの自治体の福祉事務所までご連絡ください。

# 傷病手当金

傷病手当金は、健康保険等の被保険者が、業務災害以外の理由による病気やケガの療養のため仕事を休んだ場合に、所得保障を行う制度です。新型コロナウイルス感染症に感染し、その療養のために働くことができない方も、利用することができます。

- ・ 自覚症状は無いが、検査の結果「新型コロナウイルス陽性」と判定を受け入院している
  - ・ 発熱などの自覚症状があり、療養のために仕事を休んでいる
- 等の場合についても、傷病手当金の支給対象となりえます。

## 支給要件

次の条件をいずれも満たしたときに支給されます。

- ① 業務災害以外の病気やケガの療養のために働くことができないこと  
※業務又は通勤に起因する病気やケガは労災保険給付の対象となります。
- ② 4日以上仕事を休んでいること  
※療養のために連続して3日間仕事を休んだ後（待期期間）、4日目以降の仕事を休んだ日について支給されます。  
※待期期間には有給休暇、土日祝等の公休日を含みます。

## 支給期間

支給を始めた日から最長1年6か月の間

※1年6か月の中で傷病手当金の支給要件を満たす日について支給されます。

## 1日あたりの支給額

傷病手当金の支給開始日の属する月以前の直近12月間の標準報酬月額を平均した額の30分の1に相当する額の3分の2に相当する額

※支払われた給与の額が、傷病手当金の支給額を下回っている場合には、傷病手当金と支払われた給与の額の差額分が支給されます。

$$\text{支給総額} = \left( \frac{\text{直近12月間の標準報酬月額の平均額}}{30} \right) \times \frac{2}{3} \times \text{支給日数}$$

- 支給要件の詳細や具体的な手続きについては、ご加入の健康保険の保険者にご確認ください。

(※) 国民健康保険に加入されている方について

市区町村によっては、条例により、新型コロナウイルス感染症に感染するなどした被用者に傷病手当金を支給する場合があります。詳細については、お住まいの市区町村にお問い合わせください。



## 休業手当（労働基準法第26条）

労働基準法第26条では、会社は、会社に責任のある理由で労働者を休業させた場合、労働者の最低限の生活の保障を図るため、休業期間中に休業手当を支払わなければならないとされています。

- **会社で労働者を休業させるときには、労働基準法の義務にかかわらず、雇用調整助成金を積極的に活用して、休業に対する手当を支払うなど、不利益を回避する努力をお願いします。**

※雇用調整助成金の詳細は次ページを御覧ください。

### ■ 会社が休業手当を支払わなければならない場合とは

- ▶ 会社は、会社の責に帰すべき事由による休業の場合には、休業期間中の休業手当を支払わなければなりません。
- ▶ 不可抗力による休業の場合は、会社に休業手当の支払義務はありません。以下の2つの要素が両方とも認められた場合には、不可抗力による休業となります。

- ① 原因が事業の外部より発生した事故であること
- ② 事業主が通常の経営者としての最大の注意を尽くしてもなお避けることができない事故であること

①に当たるのは、例えば緊急事態宣言に基づく要請などのような、事業の外部において発生した、事業運営を困難にする要因です。

②を満たすためには、会社は、休業回避のための具体的努力を最大限尽くさなければなりません。具体的な努力を尽くしたと言えるかは、例えば、

- ・ 自宅勤務などの方法により労働者を業務に従事させることが可能な場合において、これを十分に検討しているか
- ・ 労働者に他に就かせることができる業務があるにもかかわらず休業させていないか

といった事情から、個別に判断されます。

そのため「新型コロナウイルス感染症の影響」だけを理由にして、一律に休業手当の支払義務がなくなるものではありません。

### ■ 休業手当の額

平均賃金（休業した日以前3か月間にその労働者に支払われた賃金の総額を、その期間の総日数で除した額※）の100分の60以上の額

※ 賃金が時給制や日給制、出来高払い等の場合には、最低保障額の定めがあります。

- **個別の事案に関するご相談**については、各都道府県労働局に設置している**特別労働相談窓口**



# 雇用調整助成金（特例措置）

雇用調整助成金は、経済上の理由により、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者に対して一時的に休業、教育訓練又は出向を行い、労働者の雇用維持を図った場合に、事業主の申請に基づき、事業主が労働者に支払った休業手当等の一部を助成する制度です。

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、雇用調整助成金の内容を大幅に拡充し、手続きの簡素化を構じています。

## ■ 対象者（事業主）

新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主

※売上等事業活動の状況を示す直近の**生産指標が、比較対象月と比べ5%以上減少**していること等の要件があります

## ■ 特例措置

### ○ 助成内容・対象の大幅な拡充

※令和2年4月1日から令和2年9月30日までの休業等に適用

- ① **休業手当等に対する助成率 中小企業4/5、大企業2/3**  
**解雇等を行わない場合 中小企業10/10、大企業3/4**  
※助成額の上限 対象労働者1人1日当たり**15,000円**
- ② **教育訓練を実施した場合、中小企業2,400円、大企業1,800円 を加算**します
- ③ **新規学卒者**など、雇用保険被保険者として継続して雇用された期間が6か月未満の労働者も助成対象としています
- ④ **1年間に100日の支給限度日数とは別枠で利用可能**です
- ⑤ **雇用保険被保険者でない労働者の休業も対象**にしています

### ○ 活用しやすさ

※⑥のうち計画届提出不要措置及び⑦は令和2年5月19日以降の支給申請から適用

- ⑥ 申請書類を大幅に簡素化しています  
添付書類等を削減し、**休業等計画届の提出は不要**としています
- ⑦ **助成額の算定方法等申請手続きを簡素化**しています



- **支給要件の詳細や具体的な手続き**は[厚生労働省ホームページ](#)をご確認ください。
- 事業所の所在地を管轄する労働局またはハローワークにて申請を受け付けております（窓口または郵送）。
- コールセンターで雇用調整助成金に関するお問い合わせに対応します。  
0120-60-3999（受付時間 9:00～21:00（土日・祝日含む））



## 新型コロナウイルス感染症対応休業支援金

新型コロナウイルス感染症の影響により休業させられた中小企業の労働者のうち、休業手当の支払いを受けることができなかった労働者に対し、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金を支給します。

### 対象者

新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響により休業させられた中小企業の労働者のうち、**休業期間中の賃金（休業手当）の支払いを受けることができなかった労働者（※）**

※ 被保険者でない方も対象となります。

### 支給額

休業前賃金の**80%（月額上限33万円）**

※休業実績に応じて支給

i

#### 【給付金の内容について】

- 詳細については検討中です。現時点で労働局やハローワークにお問い合わせいただいても御説明できる事項がございませんが、決まり次第、厚生労働省HPにてお知らせいたしますので、今しばらくお待ちください。

## 新型コロナウイルス感染症に関する 母性健康管理措置による休暇取得支援助成金

新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置として休業が必要とされた妊娠中の女性労働者が、安心して休暇を取得して出産し、出産後も継続して活躍できる職場環境を整備するため、当該女性労働者のために有給の休暇制度を設けて取得させた事業主を助成します。

### ■ 対象者（事業主）

①～③の全ての条件を満たす事業主が対象です。

#### 令和2年5月7日から同年9月30日までの間に

- ① **新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置として、医師または助産師の指導により、休業が必要とされた妊娠中の女性労働者が取得できる有給の休暇制度**（年次有給休暇を除き、年次有給休暇の賃金相当額の**6割以上**が支払われるものに限る）を整備し、
- ② 当該有給休暇制度の内容を新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置の内容とあわせて**労働者に周知**した事業主であって、

#### 令和2年5月7日から令和3年1月31日までの間に

- ③ 当該休暇を合計して**5日以上取得**させた事業主

### ■ 支給額

対象労働者 1人当たり

有給休暇 計5日以上20日未満：25万円

以降20日ごとに15万円加算（上限額：100万円）

※ 1事業所当たり人数上限：20人まで



- 支給要件の詳細や具体的な手続きは[厚生労働省ホームページ](#)をご確認ください。
- 具体的なご相談・お問い合わせは、最寄りの[都道府県労働局雇用環境・均等部室](#)にお願いいたします。  
受付時間：8：30～17：15（土日・祝日・年末年始除く）



# 両立支援等助成金（介護離職防止支援コース （新型コロナウイルス感染症対応特例））

新型コロナウイルス感染症への対応として、家族の介護を行う必要がある労働者が育児・介護休業法に基づく介護休業とは別に、有給休暇を取得して介護を行えるような取組を行う中小企業事業主に助成します。

## ■ 対象者（事業主）

- ① 新型コロナウイルス感染症への対応として利用できる**介護のための有給の休暇制度**（※）を設け、当該制度を含めて仕事と介護の両立支援制度の内容を**社内に周知**すること。

※所定労働日の20日以上取得できる制度

※法定の介護休業、介護休暇、年次有給休暇とは別の休暇制度であることが必要です。

- ② 新型コロナウイルス感染症の影響により対象家族の介護のために仕事を休まざるを得ない労働者が、①の休暇を**合計5日以上取得**（※）すること

## ■ 支給額

取得日数	支給額
合計5日以上 10日未満	<b>20万円</b>
合計10日以上	<b>35万円</b>

## ■ 対象となる労働者

- ① 介護が必要な家族が通常利用している又は利用しようとしている介護サービスが、新型コロナウイルス感染症による休業等により利用できなくなった場合
- ② 家族が通常利用している又は利用しようとしている介護サービスについて、新型コロナウイルス感染症への対応のため利用を控える場合
- ③ 家族を通常介護している者が、新型コロナウイルス感染症の影響により家族を介護することができなくなった場合

## ■ 適用日

令和2年4月1日～令和3年3月31日に取得した休暇

## ■ 申請期間

支給要件を満たした翌日から起算して2か月以内

\*令和2年6月15日より受付開始

（注意）令和2年6月15日より前に支給要件を満たした場合は8月15日が申請期限となります。

- **支給要件の詳細や具体的な手続き**は[厚生労働省ホームページ](#)をご確認ください。
- **お問い合わせ**については、  
各都道府県労働局雇用環境・均等部（室）  
受付時間：9：00～17：00（土日祝日除く）

新型コロナ 介護支援 両立支援等助成金

検索

# 公共職業訓練（離職者訓練）

雇用保険を受給しながら、無料（テキスト代等実費のみ負担）で職業訓練を受講できます。

**対象者**：求職中の方で、原則として以下の5つの条件を満たす方

- ① ハローワークに求職の申込みをしていること
- ② 在職中（週の労働時間が20時間以上）ではないこと
- ③ 雇用保険の失業給付を受給していること
- ④ 労働の意思と能力があること
- ⑤ 職業訓練などの支援が必要とハローワークが認めたこと

## 訓練の内容

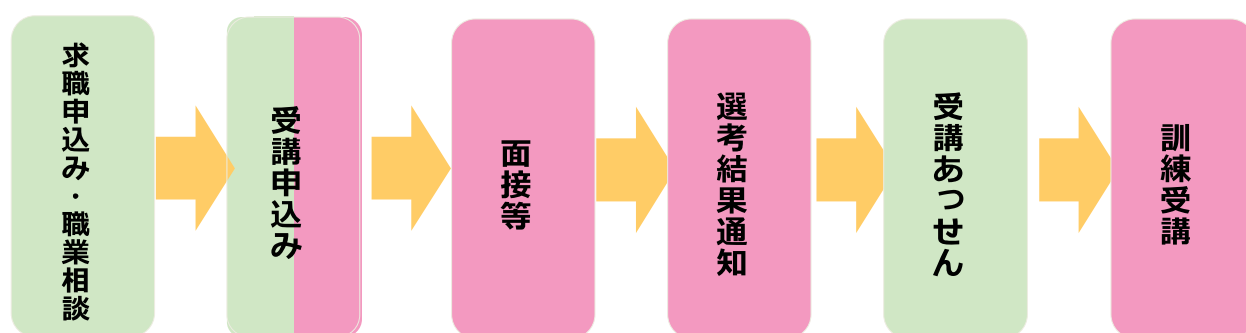
- ① 就職に必要な職業スキルや知識を習得するための訓練です
- ② 訓練期間は概ね3ヶ月～2年です
- ③ 受講料は無料です（テキスト代等、1～2万円程度の実費のみ必要です）
- ④ 国、都道府県、民間教育訓練機関等（都道府県からの委託）が訓練を実施します

**受講の流れ**・・・まずはハローワークにお越しください！

公共職業訓練（離職者訓練）及び求職者支援訓練を受講するには、ハローワークに求職申込みをした後、訓練を実施する施設等が行う面接等の選考に合格し、ハローワークにおいて受講あつせんを受ける必要があります。

なお、受講あつせんは、ハローワークでの職業相談を通じて

- ① 訓練を受講することが適職に就くために必要であると認められ、かつ、
- ② 訓練を受けるために必要な能力等を有するとハローワークが判断した方  
に対して行います。



..... ハローワークでの手続き

..... 訓練実施施設での手続き



●具体的な手続きは[厚生労働省ホームページ](#)をご確認ください。

●お住まいの地域で実施されている訓練については、[ハローワークインターネットサービス](#)で検索可能です。

●訓練の相談については、最寄りのハローワークにてご相談ください。



# 求職者支援訓練

雇用保険を受給できない求職者の方は、無料（テキスト代等実費のみ負担）で職業訓練を受講しながら、要件を満たせば月額10万円の受講手当等の給付金を受け取ることができます。

**対象者**：求職中の方で、原則として以下の5つの条件を満たす方

- ① ハローワークに求職の申込みをしていること
  - ② 在職中（週の労働時間が20時間以上）ではないこと
  - ③ 雇用保険の失業給付を受給中ではないこと
  - ④ 労働の意思と能力があること
  - ⑤ 職業訓練などの支援が必要とハローワークが認めたこと
- ※ 給付金を受給するには、更に下に記載の「給付金の支給内容・要件」に記載の要件を満たす必要があります。

## 訓練の内容

- ① 早期就職のための訓練です
- ② 訓練期間は2～6ヶ月です
- ③ 受講料は無料です（テキスト代等、1～2万円程度の実費のみ必要です）
- ④ 国からの認定を受けた、民間教育訓練機関等が訓練を実施します
- ⑤ 2種類のコースがあります
  - ・「基礎コース」：社会人としての基礎的能力や、短時間で習得できる技能等を習得できます
  - ・「実践コース」：就職希望職種における職務遂行のための実践的な技能等を習得できます

**受講の流れ**：P26をご参照ください（公共職業訓練と同様です）

## 給付金の支給内容・要件

### 【支給額】

- ・ 職業訓練受講手当：月額10万円
  - ・ 通所手当：訓練実施施設までの通所経路に応じた所定の額（上限額あり）
  - ・ 寄宿手当：月額10,700円
- ※「通所手当」「寄宿手当」の詳細は、ハローワークにお問い合わせください。

### 【主な支給要件】（以下のすべてを満たす方が対象）

- ・ 本人収入が月8万円以下
- ・ 世帯全体の収入が月25万円以下
- ・ 世帯全体の金融資産が300万円以下



- 手当の詳細な要件や具体的な手続きは[厚生労働省ホームページ](#)をご確認ください。
- お住まいの地域で実施されている訓練については、[ハローワークインターネットサービス](#)で検索可能です。
- 訓練の相談については、最寄りのハローワークにてご相談ください。



## 小学校休業等対応助成金（労働者を雇用する事業主の方向け）

新型コロナウイルス感染症の影響により、小学校等が臨時休業等した場合等に、その小学校等に通う子どもの保護者である労働者の休職に伴う所得の減少に対応するため、正規・非正規問わず、有給の休暇（労働基準法上の年次有給休暇を除く。）を取得させた企業を助成します。

### 対象者（事業主）

①又は②の子どもの世話を保護者として行うことが必要となった労働者に対し、労働基準法上の年次有給休暇とは別途、有給（賃金全額支給）の休暇を取得させた事業主。

① 新型コロナウイルス感染症に関する対応として、ガイドライン等に基づき、臨時休業等した小学校等（※）に通う子ども

※ 小学校等：小学校、義務教育学校の前期課程、各種学校（幼稚園又は小学校の課程に類する課程を置くものに限る）、特別支援学校（全ての部）、放課後児童クラブ、放課後等デイサービス、幼稚園、保育所、認定こども園、認可外保育施設、家庭的保育事業等、子どもの一時的な預かり等を行う事業、障害児の通所支援を行う施設等

② 新型コロナウイルスに感染した子どもなど、小学校等を休む必要がある子ども

### 支給額

有給休暇を取得した対象労働者に支払った賃金相当額 ×10/10

※ 支給上限は1日あたり8,330円

（令和2年4月1日以降に取得した休暇については15,000円）

### 適用日

令和2年2月27日～9月30日の間に取得した有給の休暇

※ 春休み・夏休み等、学校が開校する予定のなかった日等は除きます。

### 申請期間

令和2年12月28日まで

● 支給要件の詳細や具体的な手続きは[厚生労働省ホームページ](#)をご確認ください。

● お問い合わせについては、[学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金コールセンター](#)

**0120-60-3999**

受付時間：9：00～21：00（土日・祝日含む）

新型コロナ 休暇支援 [検索](#)





## 小学校休業等対応支援金（委託を受けて個人で仕事をする方向け）

新型コロナウイルス感染症の影響により、小学校等が臨時休業等した場合等に、子どもの世話をを行うために、契約した仕事ができなくなった個人で仕事をする保護者へ支援金を支給します。

### ■ 対象者（委託を受けて個人で仕事をする方）

①又は②の子どもの世話をを行うことが必要となった保護者であって、**一定の要件**を満たす方。

① 新型コロナウイルス感染症に関する対応として、ガイドライン等に基づき、臨時休業等した小学校等（※）に通う子ども

※ 小学校等：小学校、義務教育学校の前期課程、各種学校（幼稚園又は小学校の課程に類する課程を置くものに限る）、特別支援学校（全ての部）、放課後児童クラブ、放課後等デイサービス、幼稚園、保育所、認定こども園、認可外保育施設、家庭的保育事業等、子どもの一時的な預かり等を行う事業、障害児の通所支援を行う施設等

② 新型コロナウイルスに感染した子どもなど、小学校等を休む必要がある子ども

### 一定の要件

- 個人で就業する予定であった場合
- 業務委託契約等に基づく業務遂行等に対して報酬が支払われており、発注者から業務内容、業務を行う場所・日時などについて一定の指定を受けているなどの場合

### ■ 支給額

就業できなかった日について、1日あたり4,100円（定額）

※ 令和2年4月1日以降の日については、1日あたり7,500円（定額）

### ■ 適用日

令和2年2月27日～9月30日

※ 春休み・夏休み等、学校が開校する予定のなかった日等は除きます。

### ■ 申請期間

令和2年12月28日まで

**i** ● 支給要件の詳細や具体的な手続きは[厚生労働省ホームページ](#)をご確認ください。

● お問い合わせについては、  
**学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金コールセンター**  
**0120-60-3999**

受付時間：9：00～21：00（土日・祝日含む）



# 企業主導型ベビーシッター利用者支援事業 (特例措置：企業で働く方向け)

新型コロナウイルス感染症によって、小学校等の臨時休業等になった場合に、企業で働く保護者が仕事を休んだり放課後児童クラブ等も利用できず、ベビーシッターを利用した場合の利用料金を補助するものです。

## ■ 対象者

下の①～③に当てはまる方が特例措置の対象になります。

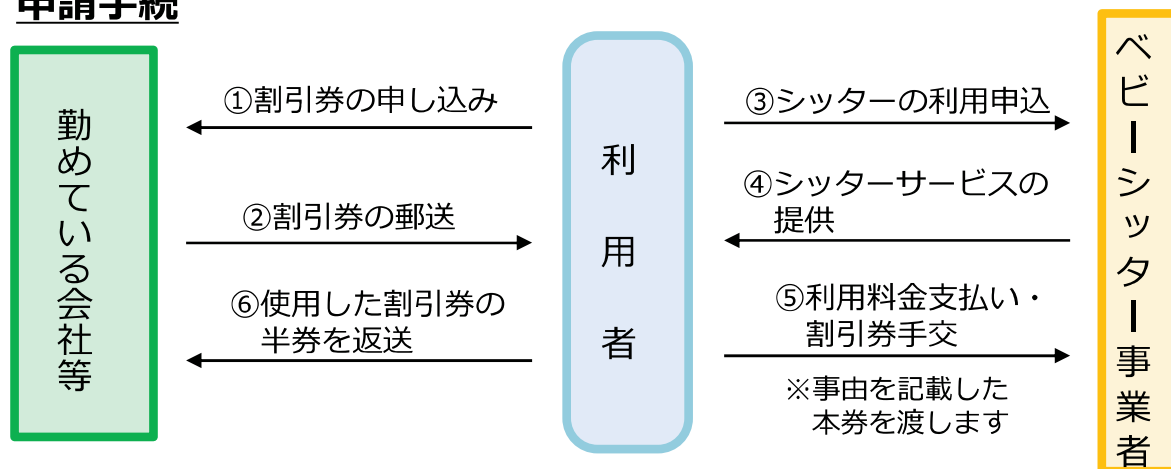
- ①民間企業等に勤めている
- ②配偶者が仕事をしていたり、ひとり親であったりして、ベビーシッターを利用しないと働き続けられない
- ③新型コロナウイルス感染症の影響で子供の通う小学校や保育所等が休校・休園等になっている

## ■ 特例措置の内容

小学校や保育所等が臨時休校・休園となった場合に使える割引券(2,200円/枚)を支給します。

	<平常時>		<特例措置>
・ 1日の上限枚数	: 1枚/人	⇒	5枚/人
・ 1か月の上限枚数	: 24枚/家庭	⇒	120枚/家庭
・ 年間の上限枚数	: 280枚/家庭	⇒	上限なし

## ■ 申請手続



● 詳細は全国保育サービス協会ホームページをご覧ください。

<http://www.acsa.jp/>



# 企業主導型ベビーシッター利用者支援事業 (特例措置：個人で就業されている方向け)

新型コロナウイルス感染症によって、小学校等の臨時休業等になった場合に、個人で仕事をする保護者が仕事を休んだり放課後児童クラブ等も利用できず、ベビーシッターを利用した場合の利用料金を補助するものです。

## 対象者

下の①～③に当てはまる方が特例措置の対象になります。

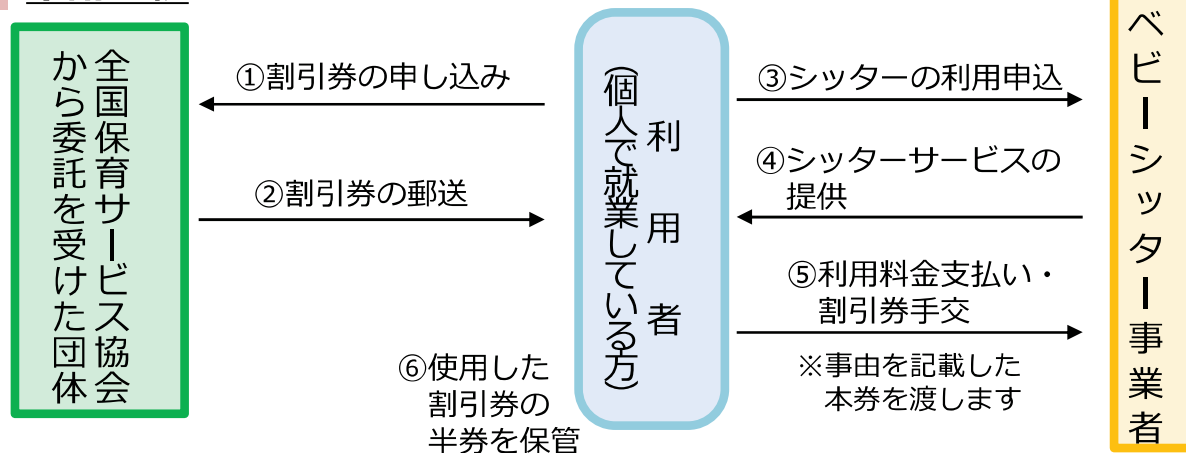
- ①個人で仕事をしている（自営業、フリーランスなど）
- ②配偶者が仕事をしていたり、ひとり親であったりして、ベビーシッターを利用しないと働き続けられない
- ③新型コロナウイルス感染症の影響で子供の通う小学校や保育所等が休校・休園等になっている

## 特例措置の内容

小学校や保育所等が臨時休校・休園となった場合に使える割引券(2,200円/枚)を支給します。

	<平常時>		<特例措置>
・ 1日の上限枚数	: 1枚/人	⇒	5枚/人
・ 1か月の上限枚数	: 24枚/家庭	⇒	120枚/家庭
・ 年間の上限枚数	: 280枚/家庭	⇒	上限なし

## 申請手続



● 詳細は全国保育サービス協会ホームページをご覧ください。

<http://www.acsa.jp/>

